

議 事 日 程

令和6年第2回定例市会第5日
令和6年10月23日午前10時開議

- | | | |
|------|-------------|---|
| 第1号 | 外 | 神戸市名誉市民の称号贈呈の件 |
| 第2号 | 予算第24号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算 |
| 第3号 | 第72号議案 | 神戸市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の件 |
| 第4号 | 第73号議案 | 神戸空港条例の一部を改正する条例の件
(関係常任委員長報告) |
| 第5号 | 決算第1号 | 令和5年度神戸市一般会計歳入歳出決算 |
| 第6号 | 決算第2号 | 令和5年度神戸市市場事業費歳入歳出決算 |
| 第7号 | 決算第3号 | 令和5年度神戸市食肉センター事業費歳入歳出決算 |
| 第8号 | 決算第4号 | 令和5年度神戸市国民健康保険事業費歳入歳出決算 |
| 第9号 | 決算第5号 | 令和5年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算 |
| 第10号 | 決算第6号 | 令和5年度神戸市駐車場事業費歳入歳出決算 |
| 第11号 | 決算第7号 | 令和5年度神戸市農業集落排水事業費歳入歳出決算 |
| 第12号 | 決算第8号 | 令和5年度神戸市市街地再開発事業費歳入歳出決算 |
| 第13号 | 決算第9号 | 令和5年度神戸市営住宅事業費歳入歳出決算 |
| 第14号 | 決算第10号 | 令和5年度神戸市介護保険事業費歳入歳出決算 |
| 第15号 | 決算第11号 | 令和5年度神戸市後期高齢者医療事業費歳入歳出決算 |
| 第16号 | 決算第12号 | 令和5年度神戸市空港整備事業費歳入歳出決算 |
| 第17号 | 決算第13号 | 令和5年度神戸市公債費歳入歳出決算 |
| 第18号 | 決算第14号 | 令和5年度神戸市下水道事業会計決算 |
| 第19号 | 決算第15号 | 令和5年度神戸市新都市整備事業会計決算 |
| 第20号 | 決算第16号 | 令和5年度神戸市港湾事業会計決算 |
| 第21号 | 決算第17号 | 令和5年度神戸市自動車事業会計決算 |
| 第22号 | 決算第18号 | 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計決算 |
| 第23号 | 決算第19号 | 令和5年度神戸市水道事業会計決算 |
| 第24号 | 決算第20号 | 令和5年度神戸市工業用水道事業会計決算 |
| 第25号 | 第54号議案 | 令和5年度神戸市新都市整備事業剰余金処分の件 |
| 第26号 | 第55号議案 | 令和5年度神戸市港湾事業剰余金処分の件 |
| 第27号 | 第56号議案 | 令和5年度神戸市水道事業剰余金処分の件 |
| 第28号 | 第57号議案 | 令和5年度神戸市工業用水道事業剰余金処分の件
(決算特別委員長報告) |
| 第29号 | 請願の審査結果について | |
| 第30号 | 議員提出第13号議案 | 子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出の件 |
| 第31号 | 議員提出第14号議案 | 選択的夫婦別姓制度の速やかなる導入を求める意見書提出の件 |
| 第32号 | 議員提出第15号議案 | 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書提出の件 |

第33 議員提出第16号議案 市会議員表彰の件

神戸市会議長

出席議員（65名）		欠		員（0名）	
欠席議員（0名）					
1 番	前 田 あきら 君	2 番	森 田 たき子 君		
3 番	岩 谷 しげなり 君	4 番	の ま ち 圭 一 君		
5 番	な ん の ゆうこ 君	6 番	原 直 樹 君		
7 番	木 戸 さだかず 君	8 番	浅 井 美 佳 君		
9 番	岩 佐 けんや 君	10 番	萩 原 泰 三 君		
11 番	坂 口 有 希 子 君	12 番	香 川 真 二 君		
13 番	村 上 立 真 君	14 番	上 原 み な み 君		
15 番	つ じ や す ひ ろ 君	16 番	川 口 ま さ る 君		
17 番	さ と う ま ち こ 君	18 番	な が さ わ 淳 一 君		
19 番	山 本 の り か ず 君	20 番	黒 田 武 志 君		
21 番	か じ 幸 夫 君	22 番	や の こ う じ 君		
23 番	大 野 陽 平 君	24 番	平 野 達 司 君		
25 番	上 畠 寛 弘 君	26 番	細 谷 典 功 君		
27 番	宮 田 公 子 君	28 番	門 田 ま ゆ み 君		
29 番	朝 倉 え つ 子 君	30 番	味 口 と し ゆ き 君		
31 番	赤 田 か つ の り 君	32 番	三 木 し ん じ ろ う 君		
33 番	外 海 開 三 君	34 番	住 本 か ず の り 君		
35 番	高 橋 と し え 君	36 番	諫 山 大 介 君		
37 番	伊 藤 め ぐ み 君	38 番	岡 田 ゆ う じ 君		
39 番	吉 田 健 吾 君	40 番	植 中 雅 子 君		
41 番	五 島 大 亮 君	42 番	山 下 て ん せ い 君		
43 番	し ら く に 高 太 郎 君	44 番	河 南 忠 和 君		
45 番	徳 山 敏 子 君	46 番	高 瀬 勝 也 君		
47 番	あ わ は ら 富 夫 君	48 番	西 た だ す 君		
49 番	大 か わ ら 鈴 子 君	50 番	森 本 真 君		
51 番	松 本 の り 子 君	52 番	大 井 と し ひ ろ 君		
53 番	平 野 章 三 君	54 番	よ こ は た 和 幸 君		
55 番	川 内 清 尚 君	56 番	村 野 誠 一 君		

57 番 松 本 しゅ う じ 君
59 番 平 井 真 千 子 君
61 番 坊 や す な が 君
63 番 菅 野 吉 記 君
65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
60 番 坊 池 正 君
62 番 堂 下 豊 史 君
64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
政策調査課長 久 保 阿 左 子 君
議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 河 端 陽 子 君
総 務 課 長 神 谷 俊 幸 君
議 事 課 係 長 高 木 智 博 君

出席説明員

市	長	久元喜造君			
副市	長	今西正男君	副市	長	小原一徳君
副市	長	黒田慶子君			
教	育	長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	安達和彦君
人	事	委員	会長	芝原貴文君	監査委員
市	長	室	長	岡本康憲君	危機管理監
企	画	調	整	局長	辻英之君
行	財	政	局	長	西尾秀樹君
福	祉	局	長	八乙女悦範君	健康局長
こ	ど	も	家	庭	局長
中	山	さ	つ	き	君
環	境	局	長	柏木和馬君	
建	設	局	長	小松恵一君	
理	事	兼	都	市	局長
都	市	局	長	山本雄司君	都心再整備本部長
建	築	住	宅	局長	根岸芳之君
港	湾	局	長	長谷川憲孝君	
消	防	局	長	栗岡由樹君	水道局長
藤	原	政	幸	君	
交	通	局	長	城南雅一君	教育委員会事務局長
高	田	純	君		
選	挙	管	理	委	員
事	務	局	長	長谷英昭君	監査事務局 兼人事委員 局長
中	田	裕	子	君	
会	計	室	長	久戸瀬修次君	行財政局副局長
安	居	大	樹	君	

(午前10時0分開議)

(坊議長議長席に着く)

○議長(坊 やすなが君) おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関によります傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。朝日新聞社より本日の本会議の様相を撮影及び録音したい旨の申出がありましたので、許可いたしましたので御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長(坊 やすなが君) 日程によりまして、日程第1号外神戸市名誉市民の称号贈呈の件を議題に供します。

これより当局の説明を求めます。

久元市長。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案神戸市名誉市民の称号贈呈の件につきまして御説明申し上げます。

神戸市名誉市民条例に基づき、書家の井茂雅吉氏に神戸市名誉市民の称号を贈呈したいと存じます。

井茂雅吉氏は、井茂圭洞氏として活躍される日本を代表する書家で、令和5年の文化勲章をはじめ数多くの賞を受賞しておられます。

また、同氏は神戸を拠点に活躍し、神戸芸術文化会議の一員としても活動されており、神戸の文化の発展・継承に多大な貢献をしておられます。

さらに、日本書道文化協会会長など、複数の書道団体の要職を務めるとともに、令和3年に登録無形文化財に登録された書道の普及啓発活動を行っておられます。

加えて同氏の御尽力により、令和6年1月には書道のユネスコ無形文化遺産への登録について提案を行うことが文化庁より正式決定されるなど、日本の書道文化の振興と発展に寄与された功績が卓絶しております。

このように、井茂氏は人物・経歴・識見・

功績等を含め、神戸市名誉市民としてふさわしい方であると存じますので、神戸市名誉市民条例第1条の規定により、その称号の贈呈につきまして議会の同意を求める次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(坊 やすなが君) 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

本件は同意することに決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議ないと認めます。

よって本件は同意することに決定いたしました。

○議長(坊 やすなが君) 次に、日程第2号予算第24号議案より日程第4号第73号議案に至る3議案、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長上嶋寛弘君。

(25番上嶋寛弘君登壇)

○25番(上嶋寛弘君) ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の予算第24号議案について御報告申し上げます。

予算第24号議案は、衆議院議員総選挙及び兵庫県知事選挙の実施に要する経費の支出に伴い、予算を補正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、福祉環境委員会委員長高瀬勝也君。

(46番高瀬勝也君登壇)

○46番(高瀬勝也君) ただいま議題となつて

おります諸議案中、本委員会所管分の第72号議案について御報告申し上げます。

第72号議案は、国民健康保険法の改正に伴い、退職被保険者等に関する規定を削除しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 次に、経済港湾委員会委員長大かわら鈴子君。

（49番大かわら鈴子君登壇）

○49番（大かわら鈴子君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の第73号議案について御報告申し上げます。

第73号議案は、神戸空港新ターミナル等について指定管理者制度を導入するに当たり、施設の管理運営において指定管理者に行わせることができる業務に関する規定及び指定管理者の指定に関する規定を追加しようとするものであります。

委員会は審査の結果、原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 以上で関係常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（なし）

○議長（坊 やすなが君） 御質疑がなければ、これより順次お諮りいたします。

まず、第72号議案及び第73号議案、以上合計2議案についてお諮りいたします。

本件を関係常任委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、予算第24号議案についてお諮りいた

します。

本件は関係常任委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（坊 やすなが君） 次に、日程第5決算第1号議案より日程第28 第57号議案に至る24件、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長山下てんせい君。

（42番山下てんせい君登壇）

○42番（山下てんせい君） ただいま議題となりました令和5年度神戸市各会計決算及び関連議案、合計24件について、委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

令和5年度決算は、社会保障関係経費が増加した一方で、景気回復による個人・法人市民税の増や行財政改革方針2025に基づく取組を着実に進めたことなどから、財源対策によることなく、15億1,400万円の黒字を確保しております。

また、公営企業会計においては、新型コロナウイルスの影響により減少していた自動車・高速鉄道事業会計の乗車料収入は回復基調にある一方で、新都市整備事業会計において特別利益が減少したことなどから、当年度純利益合計は63億円の黒字となりました。

しかし、今後、長引く物価高騰の影響や超高齢社会の進展に伴う社会保障関係費のさらなる増加が予測される中、持続可能な神戸市政の視点に基づいた施策を積極的に展開するとともに、人口減少社会にふさわしいまちづくりを進めていくことが求められております。

委員会は去る9月24日に決算及び関連議案の付託を受けて以来、3つの分科会を設け、9月25日から10月4日まで局別審査、さらに

9日には市長・副市長等に対する総括質疑を行いました。

それでは、委員会審査において議論となりました主な事項について簡単に御報告申し上げます。

まず、市政全般に関するものとして、今後の財政運営、神戸空港の国際化、都心・三宮の再整備、ウオーターフロント再開発、行政手続のスマート化、地域コミュニティー交通の推進、人材の市内定着などについて議論がありました。

次に、施策別では、経済・産業・観光に関しては、商店街・小売市場の活性化、国際コンテナ戦略港湾の推進、神戸医療産業都市の将来像、クルーズ客船の誘致、神戸登山プロジェクトなどについて、子育て・教育に関して、産後ケア事業、病児保育や学童保育の充実、不登校児童・生徒への支援、部活動の地域移行、保育・教員人材の確保や処遇改善、通学時の異常高温対策などについて、健康・福祉・環境に関しては、フレイル対策、介護人材の確保、障害者施策の充実、ひきこもり支援、再生可能エネルギーの拡大、カーボンニュートラルの取組、クリーンステーションの管理運営などについて、安全・安心なまちづくりに関しては、大規模災害時における停電対策、防犯カメラの設置、空き家・空き地対策、マンションの適正管理、街路樹の適正管理、地域活動の活性化に向けた支援などについて様々な議論がありました。

委員会ではこのような審査の後、10月11日に意見決定を行った結果、大型開発への偏重、市民の暮らしへの支援、物価高騰への対応などを理由とする反対意見もありましたが、財源対策によることなく実質収支の黒字を確保したことを評価するとともに、人口減少社会において将来世代が過度な負担を背負うことのないよう、未来を見据えた持続可能な自治体経営を行っていくことを期待して、令和5年度神戸市各会計決算20件は認定し、関連議

案4件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、委員会の要望事項について申し上げます。

まず、神戸空港についてであります。神戸空港の国際化を契機に、より多くの人に利用していただき、経済の活性化につなげていくためには空港機能のさらなる強化が必要です。

よって、神戸空港の国際化に伴うインバウンド客の誘致や就航都市の企業・大学との連携・交流などにより、市内経済への効果が最大化するよう中長期的なビジネス展開を図りたいのであります。

また、利用者増に対応できる利便性の高い空港となるように、駐車場を含めた効果的な施設整備を遅滞なく進められたいのであります。

次に、防災力の強化についてであります。発生が予測されている南海トラフ地震をはじめ、激甚化する自然災害へ対応するためには、阪神・淡路大震災から30年を迎える経験を生かした取組が求められます。

よって、今後想定し得る大規模災害に備えるため、時代に沿った通信環境の整備を行い、停電時に充電や給電が可能な施設を増やすなど、災害対応力を強化されたいのであります。

また、女性の視点を取り入れた防災訓練の実施や市街地消防団の車両更新について公費の投入を検討するなど、地域防災力の強化を図られたいのであります。

次に、学童保育についてであります。子供たちの健やかな成長を守り、本市が将来世代から選ばれるまちになるためには、子育て支援策を充実させることが必要です。

よって、学童保育について、単位認定されるジョブ型インターンシップなどを有効に活用し、大学生や専門学生の参画を促すなど保育人材の確保に努められたいのであります。

また、過密学童の解消や夏休みの昼食提供など、適切で魅力的な保育の充実に取り組ま

りたいのであります。

次に、部活動の地域移行についてであります。子供たちの健やかな成長に大きな影響を与える部活動の役割を維持・発展させるためには、子供たちが地域の中で多様な活動に参加できる機会を確保することが求められます。

よって、部活動の地域移行について途中経過の情報を適宜発信するなど、市民の理解を得られるように努められたいのであります。

また、子供本位で魅力ある仕組みを目指し、地域の受入れ体制や人員・場所の確保を図るとともに、市民の文化・スポーツ活動がより一層活性化するよう取り組まれたいのであります。

以上、委員会審査の経過並びに結果及び要望事項について御報告申し上げます。

終わりに当たり、委員会運営に終始御協力いただきました副委員長・理事の皆様並びに連日熱心な審査を賜りました委員の皆様から敬意と感謝の意を表しまして報告を終わります。

○議長（坊 やすなが君） 報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（なし）

○議長（坊 やすなが君） 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

1 番前田あきら君。

（1 番前田あきら君登壇）（拍手）

○1 番（前田あきら君） 日本共産党の前田あきらです。私は日本共産党神戸市会議員団を代表して、2023年度神戸市各会計決算のうち決算第1号、決算第2号、決算第4号、決算第7号から決算第12号、決算第14号から決算第19号の合計15議案及び決算関連議案のうち第54号議案と第55号議案の2議案について、委員長報告に反対し討論を行います。

神戸市は150万を下回るなど予想を上回る

人口減と、上がらない賃金と非正規化、消費税の増税の下での地域経済の停滞に物価高騰が市民生活に追い打ちをかけています。

こうした実態を目の当たりにしながら、久元市長は、まちづくりを成長戦略や稼げる、都市にゆがめた国の政策に付き従う都心・駅前の大型開発に偏重し、郊外の切捨てと市民負担増の施策を続けています。

失われた30年と政府も認める行き詰まった自民党政治への追随をやめて、神戸市政が住民の福祉の増進という地方自治体の基本を柱に据えた施策を行うことを求め、以下、決算認定に当たり反対の理由を申し上げます。

第1の理由は、都心・三宮や神戸空港など大型開発を進めながら、郊外地域の切捨てを進めているからです。

建設費の高騰で多くの事業が遅滞する下、都心・三宮の再開発や破綻が明瞭な万博頼みの神戸空港国際化などは聖域化し、莫大な投資を続けています。

市長は、人口が減るのが分かっているながら住宅を建てることは将来の廃棄物をつくることに等しい、タワマンはその典型としながら、拠点駅前再開発では高層マンションを誘致し、市営住宅を減らすPFI事業では民間住宅の新築誘致を進める一方、郊外の低層団地への更新支援が皆無に等しい実態です。

国の進める都心集中、郊外切捨ての都市再生政策への追従をやめて、バス路線の縮小や商業施設の撤退で困難を抱える郊外地域への支援こそ求められます。

第2の理由は、インバウンド・外需頼みに施策を偏重させ、市民の暮らしと営業を応援する姿勢が欠けているからです。

ローカルアベノミクスによって地方自治体に稼ぐ力と都市間競争が押しつけられる下、公共空間と公共施設の縮小、民間施設への提供が進められています。

神戸市でも大学誘致ありきの王子公園再整備やスマスイの廃止、みなと緑地PPP、駅

前と庁舎の再整備で、本来住民の福祉の向上に資するための公共施設・公園・緑地・海岸・文化施設が住民不在で縮小・廃止され、インバウンド集客を当て込んだ都市間競争のための民間施設に次々差し出されています。

しかし、家計・内需を犠牲にする外需頼みの大型プロジェクトが危機に対して脆弱で住民の暮らしの向上に結びつかないことは、新型コロナ感染症の経験や震災後に創造的復興と進められた神戸空港・医療産業都市・新長田再開発などの実態からも明らかです。

市民の暮らしを応援するとともに、地域経済の要である中小事業者への支援、農林漁業の振興など、地域経済応援こそ最優先で取り組むべきです。

第3の理由は、新自由主義的な受益者負担政策で公共の役割を後退させ、市民には負担を押しつけているからです。

アベノミクスの負の遺産と言われる円安に起因する物価高騰、実質賃金の低下、年金の引下げにより市民の暮らしが大変な中、受益者負担を押しつけ、水道料金・市バス運賃の値上げを強行しています。

住民税の超過課税の継続、国民健康保険料の独自減免の廃止や介護保険料の引上げなど受益者負担を押しつけ、一般財源による負担軽減を行っていません。

その一方、子供の医療費や学校給食の無償化など、住民の願いには背を向けたままです。

税や社会保障の所得再分配機能によって生活の安定を図る役割を投げ捨て、消費税増税を強行する政府に付き従うような姿勢は改めるべきです。

第4の理由は、コロナ禍や震災の教訓を生かさず、職員削減と非正規化で公務労働の基盤を壊しているからです。

神戸市は、久元市長の人口減少下では職員を増やせないとの発言に象徴されるように、職員削減と非正規や無資格者への置き換えを加速させました。その結果、教育・保育・介

護・福祉の現場で過重労働と低賃金が慢性的な人員不足を生み、教育委員会では産業医がまともに配置されず、職員の過労自死事案も起きています。

新型コロナウイルス感染症対策や能登半島地震の教訓は、市民の命と安全を守るために、専門職をはじめとした職員体制の強化の重要性を浮き彫りにしました。公務員を削減させるとした国の自治体戦略2040構想に付き従うのではなく、住民生活を支える公務労働の基盤整備こそ行うべきです。

第5の理由は、気候危機打開や大規模災害への備え、ジェンダー平等実現に対する取組が極めて弱いからです。

他都市のごみまで受け入れて燃焼効率や発電効率を維持するとの廃棄物焼却中心主義や、化石燃料に頼り、大量のCO₂を排出する神鋼石炭火力発電の容認・推進、褐炭由来の水素エネルギーの利用促進では、カーボンニュートラルは実現できません。

阪神・淡路大震災から30年を経ようとしている下、国の自助・共助の押しつけや自治体任せと相まって、スフィア基準にも対応した避難所の居住環境改善や備蓄の確保も遅々として進んでいません。

ジェンダーギャップ解消に立ち後れている日本の下、神戸市においては、ライフパートナーの制度でも同性婚と同程度とは程遠い運用を行っています。

阪神・淡路大震災を経験し、国際都市を標榜する神戸こそ、気候危機打開やジェンダー平等の分野でリーダーシップを取るべきです。

以上、反対の理由を申し上げ、討論といたします。議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（坊 やすなが君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、決算第1号及び決算第4号、以上合計2件についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立多数であります。

よって、本件はいずれも認定されました。

次に、決算第2号、決算第7号から決算第12号に至る6件、決算第14号から決算第19号に至る6件、第54号議案及び第55号議案、以上合計15件についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立多数であります。

よって、本件のうち決算13件はいずれも認定され、第54号議案及び第55号議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、決算第3号、決算第5号、決算第6号、決算第13号、決算第20号、第56号議案及び第57号議案、以上合計7件についてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議ないと認めます。

よって、本件のうち決算5件はいずれも認定され、第56号議案及び第57号議案はいずれも原案のとおり可決されました。

以上で令和5年度神戸市各会計決算はいずれも認定され、関連議案はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長(坊 やすなが君) 次に、日程第29請願の審査結果についてを議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について関係常任委員長の報告を求めます。

まず、福祉環境委員会委員長高瀬勝也君。

(46番高瀬勝也君登壇)

○46番(高瀬勝也君) ただいま議題となりま

した請願のうち、本委員会所管分の請願第1号について御報告申し上げます。

請願第1号は、国において国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに早期の法改正などを要望する意見書を提出するよう求める趣旨であります。

委員会は審査の結果、本請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 次に、経済港湾委員会委員長大かわら鈴子君。

(49番大かわら鈴子君登壇)

○49番(大かわら鈴子君) ただいま議題となっております請願のうち、本委員会所管分の請願第2号について御報告申し上げます。

請願第2号は、王子プールを改修・整備し残すことや、スポーツ施設の解体工事計画をストップし、見直すことを求める趣旨であります。

委員会は審査の結果、王子公園の再整備において、体力向上につながる新たな遊具や多目的に利用できる広場などを一体的に整備することにより、1年を通じて子供から高齢者まであらゆる世代の健康維持・体力向上に資する機能を充実させるとしていること、また王子公園の再整備に関する基本計画において基本方針素案の見直しや意見聴取を重ね、公園内の施設について園内外で再整備、代替・機能確保を図り、できる限り従前施設の機能を確保するとしていること等の理由により、本請願を不採択とするべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(坊 やすなが君) 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御質疑がなければ、これより順次お諮りいたします。

まず、請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坊 やすなが君) 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第1号について、委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坊 やすなが君) 御異議がないと認めます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

○議長(坊 やすなが君) 次に、日程第30議員提出第13号議案より日程第32 議員提出第15号議案に至る3議案、一括議題に供します。

本件はいずれも意見書を提出しようとするものであります。

まず、議員提出第13号議案について提案理由の説明を求めます。

24番平野達司君。

(24番平野達司君登壇)

○24番(平野達司君) ただいま議題となりました議員提出第13号議案子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)につきまして、提案議員を代表して説明申し上げます。

令和3年、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられています。今後は小学校だけにとどまらず、中学校及び高等学校でも35人の学級体制の早期実施が必要となります。加えて、きめ細やかな教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が欠かせません。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、教職員は子供たちの豊

かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になってきています。

1人1人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるとともに、学校の働き方改革を実現するために、地方自治体は安定的に教職員を配置し、教育環境を整備していく必要がありますが、そのためには国庫負担に裏づけされた加配の増員や少数職種の配置増などの計画的な教職員の定数改善が欠かせません。

独自に人的措置を講じている地方自治体もありますが、地方自治体間で教育格差が生じることや、厳しい状況にある地方自治体の財政をさらに圧迫するといった問題があるため、住む場所にかかわらず、一定水準の教育を子供たちに提供することは国によって実現していくべきであります。

よって国におかれましては、令和7年度予算編成において下記事項に取り組みされるよう強く要望します。

1. 中学校及び高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制基準の引下げ等、少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員の定数改善を推進すること。

3. 地方自治体が国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用を実施できるよう、加配の削減を行わないこと。

4. 教職員の未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材の確保に努めること。

5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての地方自治体で定年引上げ期間中においても教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

6. 教育の機会均等と教育水準維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上のことから、議員の皆様におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、国に意見書を提出することに御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（坊 やすなが君） 次に、議員提出第14号議案について提案理由の説明を求めます。

65番吉田謙治君。

（65番吉田謙治君登壇）

○65番（吉田謙治君） ただいま上程されました議員提出議案第14号選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書提出の件を、提案議員を代表して提案理由の説明をさせていただきますと思います。

人は誰しも自分の名前に愛着があります。それは人のアイデンティティー、すなわち他人とは違う自分自身の存在を示すものとして個人の尊厳を担保するものだからであります。

選択的夫婦別姓制度の意義は、自分の存在を示す姓名を名のりたいたいという気持ちを大切にすることです。夫婦同姓でもよいし別姓でもよい。それは個人の選択の自由として認めるべきとの考え方です。

これに対して長年にわたって反対の意見が示されてきました。最初に反対論の問題点について説明申し上げ、その後、この課題の本質について申し述べたいと思います。

反対意見の主なものとして、第1に夫婦同氏が社会的に定着した制度であること、第2に、氏は個人の自由の問題ではなく、公的制度・社会制度の問題であること、第3に、家族が同氏になることで夫婦・家族の一体感が生まれ、子の利益にも資することを理由としています。

しかし、今日においてもなおこれらの理由に妥当性があるかどうかということが問題であります。

第1の夫婦同氏が社会に定着した考えであるかどうか。

定着しているとは夫婦同氏が制度として安定していることを示すものですが、実態は逆にその変更を求めております。すなわち氏の選択の自由を求める声は、第2の反対論に対して述べる社会的要請もあって、これが徐々に拡大をし、平成8年、国の機関である法務省自身の法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を提言して、民法改正案まで準備されたことがその証左であります。夫婦同姓に安んじておられる状況ではなくなってきたということでもあります。

第2の反対理由は、氏の扱いは個人の問題ではなく、公的制度・社会制度の問題であるという点であります。

この指摘は全くそのとおりです。しかし問題は、夫婦同姓が公的制度・社会制度の上で合理性・有用性を失っているのではないかという点であります。

本年、経済団体連合会、経済同友会などが選択的夫婦別姓制度の導入を求めたことが切実に社会の要請を表しております。すなわち企業の役員に女性が増えるなど、女性の社会進出が進むに従い、同姓を求める現在の制度では様々な法手続上の障害が発生し、企業活動、ひいては日本の経済の将来に悪影響を及ぼすと判断するからであります。さらに今後も労働力人口の減少が予想される中、ますます女性の活躍が期待されている状況が経済界に一層の危機感をもたらしているのです。

さらに、社会経済活動のボーダーレス化が進み、海外からの高度人材の獲得が重要な課題になっている中、同姓を求める現在の制度が障害になるとの指摘もあります。社会制度における夫婦同姓制度の合理性・有用性に大きな疑問が呈されているのであります。

第3の反対理由、すなわち家族が同じ氏になることで夫婦・家族の一体感が生まれ、子

の利益にも資するという点ではありますが、次に述べるように、昨今の事態は夫婦同姓が家族をつくることの障害になっているという深刻な指摘があります。

2021年の内閣府調査では、積極的に結婚したいと思わない理由の中、20代・30代の女性で姓、氏が変わるのが嫌、面倒と回答した割合が男性の2倍に上っております。夫婦同姓を求める制度が結婚の障害になっていることを示すものですが、家族の一体感を心配するより先にそもそも結婚しない若者が増えることのほうが問題であることは明らかであります。少子化という大課題を抱える中、子供を産むことについて結婚が前提になっている日本人社会では、夫婦同姓を求め続けることは、現制度の合理性・有用性に問題があると言わざるを得ません。

以上、これまでの選択的夫婦別姓制度に反対する理由がその根拠を失っていることは明らかであります。

さて、これまで述べてきましたように、選択的夫婦別姓のテーマは大きく2つの重要な論点があります。第1は民主主義の重要な基盤である自由と平等の保障、第2は社会制度として現在の夫婦同姓制度が合理性・有用性を有しているかどうかという問題であります。

これまで述べてまいりましたように、そのいずれの論点で見ても、夫婦同姓を維持することは個人の自由権の保障からも、社会制度上の要請からも、もはや無理があることは明らかであります。

ちなみに旧姓の通称利用に法的効果を認めればよいとの考えもあります。既にこれまでに幅広く旧姓併記という形で旧姓使用の法的効果を認めております。

しかし先ほどの経団連の要請にあるように、女性が役員に既に就任している場合、旧姓併記は認められておりません。一旦役員を辞任し、改めて役員になるときに併記ができる仕組みであります。また不動産登記においては

併記は許されていません。いずれも商業取引における信用確保・消費者保護などの観点から判断されているものであり、旧姓併記の限界と言うべきものであります。

外に目を向ければ、夫婦同姓を強制しているのは世界で日本のみだと言われておりますが、2024年度版の日本のジェンダー度は世界146か国中118位だそうであります。国連の女性差別撤廃委員会からは、夫婦同姓を強制する制度を改めるよう2003年、2009年、2016年の3回にわたって勧告されております。国際社会では残念ながら日本は特異な存在であることは確かであります。

また、10月17日付神戸新聞で、衆議院議員選挙に関する社説として選択的夫婦別姓の問題を論じておりました。見出しは「導入へ政治が動くときだ」です。

概要を申し上げますと、国の法制審議会自身が28年も前に提案をした選択的夫婦別姓制度がなぜ長年放置されているのか。政党の衆院選の公約では大半の政党がその実現を公約にしている。

また先ほど引用した内閣府の調査では、若年世代ほど選択的夫婦別姓に賛成する割合が高く、政治家は将来世代の意見にしっかり耳を傾けようとしております。

さらに最高裁判所は、この問題で現在の民法が違憲ではないとしております。しかし、現制度が望ましいとしているのではなくて、個人がその氏、姓をどうするか、裁判所が判断するよりも国民自身の議論・判断に任せるという趣旨であります。

したがって、国民自身の判断を占う衆議院議員選挙において争点の1つに上がるのは当然のことであり、神戸市会においても明確な判断理由の下、選択的夫婦別姓を制度化すべく国に意見書を提出することは、私たちの責務であると考えております。

以上、本議案の提案理由を申し上げます。議員諸氏の御賛同を賜りますようお願いを申

し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（坊 やすなが君） 次に、議員提出第15号議案は、国民皆歯科健診の実現に向けて早期に法改正を行うとともに、実施に際しては十分な財政措置を講じることを国に要望しようとするものであります。

説明は以上であります。

本件についていずれも発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

まず、議員提出第14号議案についてお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立者数を数えますから、そのまま御起立願います。

起立者の確認が終わりました。起立されている議員は着席願います。

それでは採決の結果を申し上げます。

議長を除く出席議員は64名であり、起立者は32名であります。

したがって可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本件に対する可否を決します。

本件については否決と裁決いたします。

次に、議員提出第13号議案についてお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坊 やすなが君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出第15号議案についてお諮りいたします。

本件は原案のとおり決しまして御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議ないと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員提出第13号議案及び議員提出第15号議案の取扱いは議長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

それでは、さよう決定いたしました。

○議長（坊 やすなが君） 次に、日程第33議員提出第16号議案を議題に供します。

この際、申し上げます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されることになっておりますので、御退席願います。

（該当議員退場）

○議長（坊 やすなが君） 本件は、市会議員在職15年の長きにわたり常に市政の発展に尽力され、市民の福祉増進に寄与されましたよこはた和幸君、平井真千子君の功績にお報いするため、本会議の決議をもって表彰しようとするものであります。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、原案のとおり決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坊 やすなが君） 御異議がないと認めます。

よって、本件は全会一致をもって原案のとおり可決されました。

（該当議員入場）

○議長（坊 やすなが君） ただいま入場されました被表彰議員に申し上げます。

議員提出第16号議案は全会一致をもって原

案のとおり可決されました。

この際、被表彰議員を代表して、よこはた議員より御挨拶がございます。

54番よこはた和幸君。

(54番よこはた和幸君登壇)

○54番(よこはた和幸君) おはようございます。ただいま全会一致をもちまして市会在職15年の表彰の決議をいただきましたこと、心より御礼を申し上げたいと思います。

私は平成15年、平井議員は平成17年、同じくして平成18年、神戸空港がオープンをいたしました。あのときのわくわくした高揚感、そして空港を機に神戸を活性化したいと思ったことを今でも鮮明に覚えております。

くしくも来年この空港が国際化に向けてステージアップする。まだまだすべきことがあると決意を新たにしているところであります。初心忘るべからず。初当選したときの気持ち、高揚感をしっかり持ちながら、神戸市政をさらに発展させ、神戸市民の安心・安全、福祉の向上を図ってまいりたいと思っております。

皆様方におかれましては、ますますの御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。御礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(坊 やすなが君) 御挨拶は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。

次回本会議は、明日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

(午前10時48分散会)

神戸市会議長 坊 やすなが ⑩

神戸市会議員 山 口 由 美 ⑩

神戸市会議員 大かわら 鈴子 ⑩

神戸市会事務局長 村 井 秀 徳 ⑩

神戸市会会議録（令和6年第2回定例市会第5日）